

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 豊野南志賀公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3374番の1地先から 上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3380番の3地先まで	旧	8.5～16.6 m	0.1784 km
同 上	新	9.4～18.8	0.1784

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年6月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年6月1日

長野県飯田建設事務所長 水 間 武 樹

- 1 路 線 名 152号
- 2 供用を開始する区間
飯田市南信濃八重河内216番の4地先から
飯田市南信濃八重河内302番の23地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年6月1日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

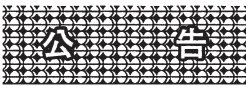
その関係図面は、告示の日から平成27年6月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年6月1日

長野県須坂建設事務所長 藤 池 弘

- 1(1) 路 線 名 須坂中野線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字高井字千本松前6415番の1地先から
上高井郡高山村大字高井字千本松前6416番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年6月1日
- 2(1) 路 線 名 須坂中野線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字高井字汲畠581番の1地先から
上高井郡高山村大字高井字汲畠669番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年6月1日

道路管理課



公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

平成27年6月1日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定希少野生動植物として指定しようとする動物（1種）

種の名称	指 定 の 理 由
アカハネバツタ	草原に生息する種で、県内では約50年ぶりに、国内でも約30年ぶりの生息確認を受け、2015年長野県版レッドリストで絶滅から絶滅危惧Ⅰ類にランクを変更した。 本種は捕獲のために海外渡航する愛好家がいるほど人気の高い種であり、国内での発見に伴う高い捕獲圧が想定されることから、特に捕獲による絶滅の危険性から緊急に保護を図る必要があるため。

- 2 特別指定希少野生動植物として指定しようとする動物（1種）

種の名称	指 定 の 理 由
アカハネバツタ	草原に生息する種で、県内では約50年ぶりに、国内でも約30年ぶりの生息確認を受け、2015年長野県版レッドリストで絶滅から絶滅危惧Ⅰ類にランクを変更した。 本種は捕獲のために海外渡航する愛好家がいるほど人気の高い種であり、国内での発見に伴う高い捕獲圧が想定されることから、特に捕獲による絶滅の危険性から緊急に保護を図る必要があるため。

- 3 指定の案の縦覧場所

長野県環境部自然保護課、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県下伊那地方事務所、長野県木曽地方事務所、長野県松本地方事務所、長野県北安曇地方事務所、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

- 4 意見書の提出

1及び2の指定に係る利害関係人は公告の縦覧期間満了の日（公告した日から起算して14日を経過する日）までの間、知事に対して意見書を提出することができます。

提出先 長野県環境部自然保護課

自然保護課

公告

平成27年5月27日、長野市浅河原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年6月1日

長野県知事 阿 部 守 一

農地整備課

公告

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成27年 6 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,129.56 ^{ha}
	土砂流出防備保安林	90.48
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,578.16
	土砂流出防備保安林	55.52
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,021.49
	土砂流出防備保安林	338.90
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,202.05
	土砂流出防備保安林	599.95
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,216.81
	土砂流出防備保安林	878.17
木曽谷（木曽郡）	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,268.52
	土砂流出防備保安林	269.58
中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,164.99
	土砂流出防備保安林	787.05
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	217.35
	土砂流出防備保安林	118.50
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源涵養保安林 干害防備保安林	348.93
	土砂流出防備保安林	75.80
諏訪郡富士見町立沢字穂ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上田市下之郷字紅平816の2ほか1大字1字10筆	保健保安林	0.00
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28

長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成27年 6 月 1 日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬警備業務（2級）	平成27年 8月30日 （日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
貴重品運搬警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（注） 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行

い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成27年7月22日(水)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時までの間を除く。)

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成27年8月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万6,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課